

- 一 女工酷使及并一臨時女工と本工とせよ。一生理休服五日間。公休
- 一 午前十五分間。休み一作業服と年二回よこせ。
- 一 賃銀三割値上一定期昇給年二回一最低賃八十セシ以上。
- 一 有害作業三割。特別手当一賞与サクケン及并。
- 一 健康保險会社員担。一臨公休共六日給全額支給。
- 一 晝食は社負、無料にせよ一解雇者、復取
- 一 食堂便所更衣室改善一労働組合、公認
- 一 退取手当制定一年未マン六ヶ月一年を増す毎六二月増

一九三二六月二十六日

（本所正業平橋三ノ三押上三岩橋下）
 江東地方従業員俱樂部内
 ライオン石嶺従業員組合争訟部

別記
 各職場、従業員諸君

モハヤお互ひの不平不満を一致して共通の要求とす。会社側へアテマケた今日皆様の組合は何故か作らねばならぬか。どうすれば要求の貫徹されるか。と云ふことはお判りなす。世話を焼いて呉れた人に対し迷惑の掛りはせぬか。父母兄弟姉妹の不幸に心配をせぬか。また会社は不登に解雇してはせぬか。等々、何か一ツハ心配があるため表面的には活動なさらない。あううと信じます。そは一應もなすと思ひます。然るに要求が会社の家族主義の道主義にマサシテオトナシクして居れば永久に私達の要求は会社では容れず、水もくはありませぬ。アベコベに悪くなるばかりです。昨日の騒ぎから会社は私共、家を訪問せねば成りません。即ち一方には、水は我々の結束を家族の切り解き、うとの悪らつな方法を、即ち一方には、人の情を遂に信に、一方には解雇と脅威をもつて、あつて来たり、利益のため勇敢に立ち上つた。下さう。新しいことを認識され、従業員、共通の差しあひました。あつたらう。大に貴下からもあり、と説明して、あつて下された。社員も激発して、くわい。新分として要求を戦い取らう。で、今、今日にかけ、皆んが徹夜として、はみぎ、工場、方々社員、人々とも